# 定期保険(エンディング・サポートプラン)普通保険約款

# この保険の趣旨

この保険は、被保険者が万一死亡されたときのご家族の経済的負担の軽減を図ることを主な目的としています。

### 1. 用語の意義

(用語の意義)

- 第1条 この普通保険約款における用語の意義は、次のとおりとします。
  - (1)「会社」とは、保険者であるSSIきみどり株式会社をいいます。
  - (2)「責任開始時」とは、会社が保険契約上の責任を開始する時点をいいます。
  - (3)「保険期間」とは、責任開始時(保険契約が更新された場合は、更新後の保険契約の責任開始時とします。)から起算して1年をいいます。
  - (4)「払込期日」とは、毎月27日をいいます。
  - (5)「払込期月」とは、責任開始日に応当する月単位の払込期日から翌月の払込期日 の前日までをいいます。
  - (6)「保険契約の更新」とは、保険期間が満了した場合に、引き続き保障を継続することをいいます。
  - (7)「保険金」とは、死亡保険金をいいます。

### 2. 会社の責任開始時

(責任の開始)

- 第2条 会社は、保険契約の申込みを承諾した後に第12条の規定により、第1回保険料が払い込まれた日の午前0時から保険契約上の責任を負います。
  - 2 前項の規定による責任開始の日を契約日(以下「契約日」といいます。)とします。
  - 3 会社が保険契約の申込みを承諾した場合には、その旨を責任開始時までに書面をもって通知します。また、保険契約を引き受けない場合、または引受け可否決定を留保する場合(さらに時間を要する場合)においては、その理由を明確にした上でその旨を責任開始時までに通知します。

# 3. 保険金の支払い

(保険金の支払い)

第3条 この保険契約の保険金の支払いは、次のとおりです。

保険金			保険金を支払う場合(以下「支	支払事由に該当しても、保険 金を支払わない場合(以下			
			払事由」といいます。)				
名称	支払額	受取人		「免責事由」といいます。)			
死亡保険金	別表1に定める額	保険金受取人	被保険者が責任開始時以後、保険期間中に死亡したとき。	次のいずれかにより支払事由に該当したとき。  1. 責任開始時(更新契約を含む。)から起算して2年以内の被保険者の自殺  2. 保険契約者の故意			
				3. 保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険 をの一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。			

### 4. 保険契約の取消しおよび無効

(詐欺または強迫による取消し)

第4条 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫により保険契約を締結または契約内容の変更をしたときは、会社は保険契約を取り消すことができます。 この場合、取消しになった日以降に到来する払込期月に対応した保険料相当額を収受していたときは返還します。

# (不法取得目的による無効)

第5条 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または契約の変更をしたときには保険契約を無効にします。この場合、無効になった日以降に到来する払込期月に対応した保険料相当額を収受していたときは返還します。

# 5. 告知義務および保険契約の解除

### (告知義務)

第6条 会社が、保険契約申込みの承諾前に、書面で告知を求めた事項について、保険契 約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。

### (告知義務違反による解除)

- 第7条 保険契約者または被保険者が、前条の告知の際、故意または重大な過失によって、 事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かっ て保険契約を解除することができます。この場合、契約を解除した日以降に到来す る払込期月に対応した保険料相当額を収受していたときは返還します。
  - 2 会社は、保険金の支払事由が発生した後でも、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、保険金を支払いません。すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。ただし、保険契約者または保険金受取人が保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、保険金を支払います。

# (告知義務違反による保険契約を解除できない場合)

- 第8条 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定による保険契約の 解除をすることができません。
  - (1)会社が保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または 過失によって知らなかったとき
  - (2) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第6条の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第6条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (4) 会社が、保険契約の締結後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から一ヶ月が経過したとき
  - (5) 保険契約が最初の契約開始時から2年(更新契約を含む。)を超えて有効に継続したとき。ただし、最初の契約開始時から2年以内に解除の原因となる事実に基づいて保険金の支払事由が生じた場合を除きます。
  - 2 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかった としても、保険契約者または被保険者が第6条の規定により会社が告知を求めた事 項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場 合には適用しません。

### (重大事由による解除)

第9条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。この場合、契約を解除した日以降に到来す

る

払込期月に対応した保険料相当額を収受していたときは返還します。

- (1) 保険契約者または保険金受取人が、会社に当該保険契約に基づく死亡保険金給付を行わせることを目的にして故意に被保険者を死亡させ、又は死亡させようとした場合
- (2) 保険金受取人が、当該保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
  - ①反社会的勢力(注)に該当すると認められること
  - ②反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与 をしていると認められること
  - ③反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること
  - ④保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - ⑤その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に 対する信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする前3号と同等の重大な事由が あるとき
  - (注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- 2 会社は保険金の支払事由が発生した後でも、前項の規定により保険契約を解除する ことができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生後に生じた事由によ る保険金(注)を支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときにはその 返還を求めることができます。
  - (注)上記(3)のみに該当した場合で、上記(3)①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみで、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

### (解除による通知)

第10条 第7条、第9条によって保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、 その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合は、被保険者また は保険金受取人に解除の通知をします。

### (保険契約者による解除)

- 第11条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解除することができます。
  - 2 前項の規定により保険契約を解除する場合、保険契約者は、会社に対し、解除日を

- 記載した所定の書面をもって通知しなければなりません。
- 3 保険契約の解除の効力は、前項の解除日または前項の書面が到着した日のいずれか 遅い日の翌日の午前〇時から発生します。
- 4 第1項の規定により保険契約を解除する場合、解除に伴う解約払戻金はありません。 ただし、会社は契約を解除した日以降に到来する払込期月に対応した保険料相当額 を収受していたときは返還します。

# 6. 保険料の払込み、払込みの猶予および保険契約の失効

### (保険料の払込み)

- 第12条 会社が保険契約の申込みを承諾した場合は、保険契約者は、第13条に定める 払込方法に従い、第1回保険料を払込期日に口座振替により払い込んでください。 ただし、払込期日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、その日に次ぐ営業 日に口座振替を行います。この場合、第1回保険料は払込期日に払込みがあったも のとみなします。
  - 2 保険料は年12回の月払のみとします。
  - 3 保険契約申込書の受付を毎月20日締めとします。なお、第 1 回保険料については 保険契約申込書が受け付けられた月の翌月の払込期日に口座振替します。この場合、 口座振替ができないとき、保険契約は成立しなかったものとみなします。
  - 4 第2回以後の保険料(更新契約の第1回保険料を含みます。)については第13条に 定める払込方法に従い、毎月の払込期日に口座振替により払い込んでください。ま た、払込期日が提携金融機関の休業日の場合は第1項の規定を準用します。
  - 5 払込猶予期間の未払保険料については、口座振替のほか、直接支払いおよび振込支払いも可とします。

# (保険料の払込方法〈経路〉)

- 第13条 保険契約者は、次の各号の条件をみたす方法で、保険料口座振替により保険料 を払い込んでください。
  - (1)保険契約者の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)が会社と保険料口 座振替の取扱いを提携している金融機関(以下「提携金融機関」といいます。) に設置されていること。
  - (2) 提携金融機関ごとに会社の定める払込期日に指定口座から会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
  - (3) 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預けておかなければなりません。
  - 2 会社は、保険料の領収書は交付しません。ただし、保険契約者の請求があれば発行します。

# (保険料払込みの猶予期間)

- 第14条 保険契約者は、第2回以後の保険料(更新契約の初回保険料を含みます。) の払込みについて、払込期日の属する月の翌月の初日から末日まで猶予期間があり ます。
  - 2 保険契約者は、保険料払込みの猶予期間中に未払込保険料を翌月分に加算して払い 込むことができるものとします。この場合、1ケ月分のみ収受できた場合、保険契 約は失効しません。

### (保険契約の失効および復活)

- 第15条 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この保険契約は猶予期間満了日の翌日の午前0時から効力を失うものとします。この場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。
  - 2 会社は、保険契約の復活は取り扱いません。

# (保険料払込みの猶予期間中の保険事故)

第16条 保険料払込みの猶予期間中に保険金の支払事由が発生した場合には、会社は、 保険契約者または保険金受取人からの申し出があった場合にかぎり、その支払うべ き金額から未払込保険料を差し引きます。

### 7. 契約者配当金

#### (契約者配当金)

第17条 この保険契約に対して、契約者配当金はありません。

# 8. 保険金の支払時期、支払場所

### (保険事故の通知)

第18条 保険契約者または保険金受取人は、被保険者が死亡したことを知ったときは、 遅滞なく、会社にその旨の通知を発しなければなりません。

# (保険金の支払時期、支払場所)

- 第19条 保険金は、その請求に必要な書類が会社の本社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社で支払います。
  - 2 保険契約の締結時から保険金請求時までに当会社に提出された書類だけでは事実の確認ができない時は、次の区分に従って事実の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支

払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社の本社に到達した日の翌日から起算 して45日を経過する日とします。

この場合、会社は確認事項及び確認を終えるべき時期を保険契約者または保険金受取人に通知します。

- (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 保険金の支払事由に該当する事実の有無
- (2) 保険金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合 保険金の支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合 会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
- (4) この約款に定める重大事由の解除、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の保険 契約締結時の目的または保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険 金請求までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社の本社に到達した日の翌日から起算して次の各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。この場合、会社は確認事項及び確認を終えるべき時期を保険契約者または保険金受取人に通知します。
  - (1) 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日
  - (2) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他の法令に基づく 照会 180日
  - (3) 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
  - (4) 保険契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道から明らかである場合における、前項に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (5)日本国外における調査 180日
  - (6) 災害救助法(昭和22年法律第118条)が適用された地域における調査 90日
- 4 第2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または保険金受取人が正当な 理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師に よる必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社はこれにより当該事項の 確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- 5 第1項の場合、保険金の支払事由が発生した日の翌月以降の期間に対応する保険料

相当額を収受していたときは返還します。

6 第 1 項から第 3 項に定める期日を超えて保険金を支払う場合は、会社はその期日の 翌日から会社所定の利率で計算した遅延利息を保険金受取人に支払います。ただし、 第 4 項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、会社は、遅滞の責任を 負いません。

#### (時効)

第20条 保険金を支払う事由が生じた後、保険契約者または保険金受取人(これらの代理人を含みます。)が保険金の支払請求を3年間行わないときは、この保険金請求権は時効により消滅します。

# 9. 保険契約の変更と権利

# (保険契約者の代表者)

- 第21条 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、 その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
  - 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
  - 3 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

### (保険契約者の変更)

第22条 保険契約者(その承継者を含みます。)は、被保険者の同意および会社の承諾を 得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者(2親等以内の親族)に承継させるこ とができます。この場合、被保険者の範囲は変更前の保険契約者を基準として取り 扱います。

### (保険契約者の通知義務)

- 第23条 保険契約者は、次の各号に掲げる事項の変更が発生した場合には、遅滞なく所 定の書面により、その旨を会社に届け出ることを要します。
  - (1) 保険契約者の氏名、住所または住居表示
  - (2)被保険者の氏名
  - (3) 保険金受取人の氏名
  - (4)保険料の指定口座
  - 2 前項の届出がなされなかった場合、会社が知った最終の住所に送付した通知は、通 常到着するために要する期間を経過したとき、保険契約者に到達したものとみなし ます。

### (第三者のためにする保険契約)

第24条 保険金受取人が保険契約者以外の者であるときは、保険金受取人は、当然に保 険契約の利益を享受することができます。

# (会社への通知による保険金受取人の変更)

- 第25条 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。
  - 2 前項の通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、 その支払い後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを 支払いません。

## (遺言による保険金受取人の変更)

- 第26条 前条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律 上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。
  - 2 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効果を生じません。
  - 3 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続 人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

# (保険金受取人の死亡)

- 第27条 保険金受取人が保険事故の発生前に死亡したときは、その相続人が保険金 受取人となります。
  - 2 相続人が2名以上であるときは、会社は代表者1名を定めることを求めることができます。その場合、代表者は他の保険金受取人を代理するものとします。

#### (保険給付請求権の譲渡等についての被保険者の同意)

第28条 保険給付を請求する権利の譲渡又は質権の設定(保険事故が発生した後にされたものを除く。)は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

# 10. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

### (年齢の計算)

第29条 被保険者の契約日における年齢は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

### (年齢および性別の誤りの処理)

- 第30条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合は、次の各号 のとおり取り扱います。
  - (1) 契約日における実際の年齢が、責任開始時において満50歳以上、満74歳以下、および更新日において満92歳以下の範囲外のときは、会社は保険契約を

取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

- (2) 前号以外のときは、保険料を更正します。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、実際の性別に 基づいて保険料を更正します。

# 11. クーリング・オフ

# (クーリング・オフ)

第31条 この保険の保険期間は1年以下であるため、クーリング・オフの適用はありません。

# 12. 請求手続

# (請求等手続)

第32条 この普通保険約款に基づく支払いおよび変更等については、次の表に定める 書類を提出して請求してください。

項目	提出書類
1. 死亡保険金の支払い (第3条)	1. 会社所定の請求書 2. 医師の死亡診断書または死体検案書(ただし、会社が必要と認めた場合は、会社所定の書式による医師の死亡証明書) 3. 保険金受取人の印鑑証明書 4. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) 5. 保険証券
	3. 体决血分
	1. 会社所定の請求書
2. 保険契約の解約(第11条)	2. 保険契約者の印鑑証明書(保険契約者の変更の
3. 保険契約者の変更	場合は、変更前の保険契約者の印鑑証明)
(第22条)	3. 保険証券
4. 保険金受取人の変更	
(第25, 26条)	

- 2 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認め、または前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- 3 第1項の3および4の請求に対して変更が行われた場合には、保険証券に裏書します。

## 13. 保険期間中の保険料の増額または保険金の減額

(保険期間中の保険料の増額または保険金の減額)

- 第33条 この保険の収支状況が予定したものより著しく悪化した場合は、会社の定めるところにより、この保険契約について、保険期間における残余期間に対応する 保険料を増額し、または保険金の支払額を減額することがあります。
  - 2 戦争その他の変乱、地震・噴火・津波、原子力事故・放射能汚染、感染症および 船舶・航空機事故などにより保険金の支払事由が一時に多数発生し、仮に当該保険 事故による保険金を全額支払うとした場合には、会社の収支状況を著しく悪化させ ることが見込まれるときは、会社の定めるところにより、当該保険金を削減して支 払うことがあります。
  - 3 前2項の事由が生じた場合は、保険契約者にすみやかに通知します。

# 14. 保険契約の更新

(保険契約の更新の手続き)

- 第34条 会社は、この保険契約を更新する場合には、この保険契約の保険期間満了日の 3か月前までに、保険料、引受内容および第35条(更新時の保険料、その他の契 約内容の見直し)に規定する事由が生じた場合はその内容を記載した更新申込書お よび更新契約変更届出書を保険契約者に送付します。
  - 2 保険契約者は更新時に契約コース(別表 1)の変更ができます。(各コースの開始満年齢以上であれば可能です。)この場合、更新時のコース変更は高額コースから低額コースへの変更のみ可能です。
  - 3 第1項、第2項の更新申込書の記載事項に変更すべき事項がある場合は、保険契約 者は、保険期間満了日30日前までに更新契約変更届出書に変更事項を記載の上、 会社に返送してください。
  - 4 会社が第1項の更新申込書および更新契約変更届出書を送付した場合には、保険期間満了日までに被保険者が保険契約の更新について同意しない意思表示または保険契約者が保険契約を更新しない意思表示を行わない限り、被保険者の健康状態に関する告知を求めず、更新申込書または更新契約変更届出書の記載事項により保険契約を更新します。
  - 5 会社は、更新後の保険契約の第1回保険料を受け取った場合、遅滞なく保険契約継 続証を交付します。この場合、この保険契約の締結の際に交付された保険証券とこ の保険契約継続証をあわせて、新たな保険証券とみなします。
  - 6 会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約の更新を取り扱いません。 (1) 更新日における被保険者の満年齢が93歳以上のとき。この場合、会社は、保

険契約を更新しない旨を通知します。(前回の更新日における被保険者の満年齢が92歳のときは次回の更新はしない旨の通知をおこないます。)

- (2) 保険契約の更新時に、会社がこの保険を取り扱っていないとき。
- 7 本条の規定により保険契約が更新された場合、第3条(保険金の支払い)第1項に 規定する死亡保険金の免責事由中、「責任開始の日から起算して2年以内の被保険者 の自殺」は、第2回目以後の更新契約について、これを適用しません。

(更新時の保険料、その他の契約内容の見直し)

- 第35条 会社は、収支状況を検証した結果、保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、会社の定めるところにより更新後の保険料の増額または保険金の減額を行う ことがあります。
  - 2 会社は、収支状況を検証した結果、この商品が不採算となり、更新契約の引受けが 困難になった場合は、会社の定めるところにより、その契約の更新を引き受けない ことがあります。

### 15. 管轄裁判所

### (管轄裁判所)

第36条 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金受取人(保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地を管轄する地方裁判所(本庁とします。)をもって、合意による管轄裁判所とします。ただし、契約日からその日を含めて1年以内に生じた事由にもとづく保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地を管轄する地方裁判所のみをもって、合意による管轄裁判所とします。

### 付則

この約款は、平成25年7月21日から施行します。

 別表 1
 契約コース (保険料)
 (単位 円)

男性					女性						
年齢	死亡保険金					年齢	死亡保険金				
	200 万円	150 万円	100 万円	50 万円	30 万円	干断	200 万円	150 万円	100 万円	50 万円	30 万円
50~54	1, 820	1, 500	1, 190	-	_	50~54	1, 170	1, 020	-	_	_
55~59	2, 520	2, 030	1, 540	-	_	55 <b>~</b> 59	1, 420	1, 200	-	_	_
60~64	3, 520	2, 780	2, 040	1, 300	_	60~64	1, 770	1, 470	1, 170	_	_
65~69	4, 990	3, 880	2, 780	1, 670	1, 230	65~69	2, 420	1, 950	1, 490	1, 030	_
70~74	8, 070	6, 190	4, 320	2, 440	1, 690	70~74	3, 770	2, 970	2, 170	1, 370	1, 050
75~79	13, 190	10, 030	6, 880	3, 720	2, 460	75 <b>~</b> 79	6, 240	4, 820	3, 400	1, 980	1, 420
80	14, 630	11, 110	7, 600	4, 080	2, 670	80	7, 230	5, 560	3, 900	2, 230	1, 560
81	16, 210	12, 300	8, 390	4, 480	2, 910	81	8, 230	6, 310	4, 400	2, 480	1, 710
82	17, 990	13, 630	9, 280	4, 920	3, 180	82	9, 450	7, 230	5, 010	2, 790	1, 900
83	20, 050	15, 180	10, 310	5, 440	3, 490	83	10, 790	8, 230	5, 680	3, 120	2, 100
84	22, 330	16, 890	11, 450	6, 010	3, 830	84	12, 270	9, 340	6, 420	3, 490	2, 320
85	24, 870	18, 790	12, 720	6, 640	4, 210	85	13, 890	10, 560	7, 230	3, 900	2, 560
86	27, 730	20, 940	14, 150	7, 360	4, 640	86	15, 790	11, 980	8, 180	4, 370	2, 850
87	30, 910	23, 320	15, 740	8, 150	5, 120	87	17, 970	13, 620	9, 270	4, 920	3, 180
88	34, 370	25, 920	17, 470	9, 020	5, 640	88	20, 510	15, 520	10, 540	5, 550	3, 560
89	37, 950	28, 600	19, 260	9, 910	6, 170	89	23, 230	17, 560	11, 900	6, 230	3, 960
90	42, 210	31, 800	21, 390	10, 980	6, 810	90	26, 170	19, 770	13, 370	6, 970	4, 410
91	46, 590	35, 080	23, 580	12, 070	7, 470	91	29, 410	22, 200	14, 990	7, 780	4, 890
92	51, 270	38, 590	25, 920	13, 240	8, 170	92	33, 170	25, 020	16, 870	8, 720	5, 460